公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公示します。

2025年10月29日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公示件名:バングラデシュ国森林管理体制強化計画協力準備調査 (QCBS-ランプサム型)
- 2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項: 「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. プロポーザル及び見積書の提出: 企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称:バングラデシュ<u>国森林管理体制強化計画協力準備調査</u> (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号: 25a00563

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 10 月 29 日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:バングラデシュ国森林管理体制強化計画協力準備調査 (QCBS-ランプサム型)
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
- (〇) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理 しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。 (全費目課税)
- (4) 契約履行期間(予定): 2025年12月 ~ 2026年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約 交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する 成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行い ます。

(6) 部分払の設定2

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025 年度末(2026 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(2) 事業実施担当部

地球環境部森林・自然環境保全グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程		
1	資料ダウンロード期限	2025年 11月 4日 まで		
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 11月 5日 12時まで		
3	質問への回答	2025年 11月 10日まで		
4	本見積額(電子入札システムへ	2025年 11月 14日 12時まで		
	送信)、本見積書及び別見積			
	書、プロポーザル等の提出日			
5	プレゼンテーション	行いません。		
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで		
7	見積書の開封	2025年 11月 28日 10時30分		
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで		
9	技術評価説明の申込日(順位が	評価結果の通知メールの送付日の翌日か		
	第1位の者を除く)	ら起算して7営業日まで		
		(申込先:		
		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)		
		※2023年7月公示から変更となりました。		

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最 新版を参照してください。

 $(URL: \ \underline{https://www.\,jica.\,go.\,jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.\,html})$

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2) に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法 人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、JICA 地球環境部森林・自然環境保全グループから配付しますので、gegdn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

提供資料:

- ・「先進技術を活用した森林管理による沿岸レジリエンス強化プロジェクト」 詳細計画策定調査報告書
- ・照査チェックリストサンプル(港湾)
- ・照査チェックリストサンプル(道路)
- ・内部照査について 2021.06 (評価 6 項目)

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

- (1) 質問提出期限
 - 1)提出期限:上記2. (3)参照
 - 2) 提出先 : https://forms.office.com/r/X9kJapuxmK
- 注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
 - (2)回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

6. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限:上記2. (3) 参照
- (2)提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3 %83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%9 6%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

- 1) プロポーザル
- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
- 2) 本見積額
- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。
- 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書(第3章4. (3)に示す項目が含まれる場合のみ)、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3)提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ)
- (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、

配点を技術評価点 90 点、価格評価点 10 点とします。

- (2) 評価方法
- 1)技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点 本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置) としてシ ニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、**一律2点の加点(若手育成加点)**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点:最低見積価格=100点

② 価格評価点: (最低見積価格/それ以外の者の価格) ×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2) に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点=100点

それ以外の見積額(N):価格評価点=(上限額×0.8/N)×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4)総合評価

技術評価点と価格評価点を 90:10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.9 + (価格評価点) × 0.1

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額 (消費税抜き)は上記2. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入 札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自 動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。 なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

- (4) 契約交渉権者の決定方法
 - 1)総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
 - 2)総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
 - 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。なお、調査の結果、JICAが調達代理方式等の施設・機材調達方式以外の無償資金協力による実施が妥当と判断する場合は、この限りではありません。

- (1)本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力(施設・機材調達方式)が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2)本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい 箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付 される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

- 1. 企画・提案に関する留意点
- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル 作成に係る留意事項」を参照してください。
- ▶ 応募者は、本特記仕様書(案)に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な 実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費(一般業務費)での傭上(主に個人)
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(第3章「2.業務実施上の条件」 参照)
 - ③共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)
- ▶ 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- 図 プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料

を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

■ 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1. (2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

Nº	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	治安の状況により現地への渡航が制	第 3 条(14)
	限された場合の業務方法(ローカル	
	人材の活用等)	

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕 様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

- (1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ
 - ▶ 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
 - 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとすること。
 - ▶ 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならない

- よう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容 とすること。
- ▶ 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論 となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま 無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(2)参考資料

- ▶ 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。
- ① 公開資料
 - (ア) 設計・積算にかかるガイドライン等 (以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。)

🗵 協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)
□同「補完編(土木分野)」(2025 年 9 月)
□同「補完編(建築分野)」(2025 年 9 月)
図 同「機材編」(2025 年 9 月)
□施設・機材等調達方式(現地企業活用型)に係る概略事業費積算マニュアル(改
訂版) (2021年4月)
□コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル[小
中学校・保健センター建設編] (2015 年 1 月)
(イ) 環境社会配慮ガイドライン (以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。)
□国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022 年 1 月)
□国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月)
(ウ) 気候変動対策ツール(以下「気候変動対策ツール」という。)
◯ 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT:緩和策 Mitigation)
☑気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT:適応策 Adaptation)
☑ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
(エ) その他
図 JICA 不正腐敗防止ガイダンス
○無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン
□ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版
□コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版
図 ソフトコンポーネント・ガイドライン
□ODA 建設工事安全管理ガイダンス(以下「安全管理ガイダンス」という。)
◯ 資金協力事業 開発課題別の指標例(以下「開発課題別の指標例」という。)
☑ 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

図JICA グローバル・アジェンダ (課題別事業戦略)

(3) 計画策定のプロセス

▶ 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協 議に関する現地調査を実施する。

(ア) 第1回現地調査

▶ 2026年2月頃に現地日程20日間程度を想定。調査対象とする本プロジェクトの内容(概要)及び検討の方向性等について、実施機関と確認・合意することを目的とする。

(イ) 第2回現地調査

- > 2026 年 7 月に現地日程 10 日間程度を想定。調査結果を踏まえ、本プロジェクトの計画内容 (無償資金協力事業の対象とする範囲) 及び先方実施機関の責任範囲等検討の方向性について、実施機関と確認・合意することを目的とする。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

• 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書(案)」に基づき計画内容を 検討する。

(4) 発注者への事前説明

- ▶ 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- ▶ 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- ▶ 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること(必要に応じて打合簿を作成すること)。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

▶ 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データで

は十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。

- ▶ 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- ▶ 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
- ① 「バングラデシュ国気候変動対策に資する森林·自然資源分野の情報収集·確認調査」(2024年)
- ② 「先進技術を活用した森林管理による沿岸レジリエンス強化プロジェクト」(2025年)
- ③ 「バングラデシュ国沿岸部及び内陸河川部における船舶事故·災害救助体制強化計画」(2018 年)
- ▶ 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- ▶ 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

□本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例:土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等 図 別紙1のとおり。

(7)環境社会配慮

- ▶ 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- ▶ カテゴリ分類: C
- ▶ カテゴリ分類の根拠:事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

- (8) 調達方式の検討方針(現地企業活用型による実施の場合)
 - ✓本業務では当該項目は適用しない。
 - 相手国に登録されている企業を対象とした競争入札を想定し、本業務を受注したコンサルタントが現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工 監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討すること。
 - 現地企業の能力を慎重に分析し、本事業実施段階において必要と判断される場合は、本邦コンサルタントによる現地企業の施工管理支援(資機材の調達計画策定支援、施工図/製作図作成支援等)の実施も含め、円滑な事業実施・施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画/調達計画等に反映すること。
 - 入札公示から契約までの手続や工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法 務面の対応について相手国実施機関の実施体制を考慮し、弁護士または調達ア ドバイザーの配置の必要性の有無等も検討すること。

(9) クラスター事業戦略での本件の位置づけ

- △本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。
 - ▶ 本事業は、発注者の進める JICA グローバル・アジェンダ (課題別事業戦略) 3 の「自然環境保全」に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。
 - ① バングラデシュ国気候変動対策に資する森林·自然資源分野の情報収集·確認調査
 - ② 先進技術を活用した森林管理による沿岸レジリエンス強化プロジェクト

(10)発注者の既存事業との連携可能性の検討

- ▶ 特に実施中の「先進技術を活用した森林管理による沿岸レジリエンス強化プロジェクト」と連携し、開発効果増大の相乗効果の向上に努めること。

(11)相手国関係機関の調整

³保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

図本業務では事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。ただし、プロジェクトの実施にあたり、バングラデシュ政府内で承認が必要とされる開発事業提案書(Development Project Proposal: DPP)の作成に関し、円滑に承認されるようバングラデシュ森林局を支援する。

(12) 軍事的用途への使用回避の確認

本プロジェクトで整備、調達される機材は、開発協力大綱における「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に基づき、軍事的用途に供するものでないことをバングラデシュ側と確認する。

(13) 船舶に関する留意事項

本プロジェクトで整備、調達される船舶ついて、船舶の技術仕様書、一般配置図の図面、実施工程計画の作成を行う。また、引き渡し時の船舶の操作やメンテナンス等に関する研修の計画を立案する。なお、先方の要請を考慮しつつ、可能な限り既製品(既設計済の仕様)をベースとする。

(14) 渡航制限の可能性について

バングラデシュにおいては、2026年2月に総選挙が予定されており、その前後は治安情勢が不安定化し、邦人のバングラデシュへの渡航が制限される可能性がある。その場合の業務方法(ローカル人材の活用等)について提案すること。

第4条 業務の内容

- (1)業務計画書の作成
 - ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を 検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
 - ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート(質問票含む)を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等に インセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。

- 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における 本事業の位置づけ等
- 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内 容及び教訓等

(4) 自然条件調査

- 概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・ 拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避/最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を 行う。なお、現地調査について、バングラデシュの乾季(10月~3月)と雨季 (4月~9月)を考慮し、調査スケジュールを検討すること。
 - ① 気象・風況調査(机上調査、一式)
 - ② 自然災害調査(台風、地震、活断層、津波、高潮、内水氾濫等)
 - ③ 水理・水文調査(船舶航行のために必要な水深などの現地調査)

(5) サイト状況調査

- 設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う(資機材の整備状況に関する調査を行う)。なお、現地調査について、バングラデシュの乾季(10月~3月)と雨季(4月~9月)を考慮し、調査スケジュールを検討すること。
 - ① 既存施設・機材状況調査 既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況 等
 - ② 設置予定場所状況の調査設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電力(停電対策含む)等
 - ③ 支障物件建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等
 - ④ 森林モニタリング実態調査バングラデシュ森林局による森林モニタリングの項目、手法、頻度、把握面積、情報管理実態等

(6)環境社会配慮にかかる調査

- (7) ジェンダー視点に立った調査・計画
 - - ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会(や世帯内)における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。
 - ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。 事業内容に反映するためのステップ
 - (ア) 社会・ジェンダー分析を行う。
 - (イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
 - (ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。
 - (エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
 - (8) 障害配慮に関する検討・計画
 - △本業務では当該項目は適用しない。
 - (9) 気候変動対策案件としての検討
 - 図事業計画に当たって、気候変動対策(緩和・適応)に資する活動を事業計画に組 み込むことを検討する。
 - ☑本事業は事業実施により気候変動対策事業(緩和)に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)(緩和策)」等を参考に、本事業を通じた緩和効果(温室効果ガス排出削減・吸収量)の推計を行う。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート(Microsoft Excelの電子データ)を発注者に提出すること。
 - ☑ 「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)(適応策)」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価(気候変動により発生する影響・リスクの評価)を実施し、適応策(気候リスクの回避・低減策等)の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口(適応案件の受益者数)の推定を行う。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート(Microsoft Excel の電子データ)を発注者に提出すること。

(10)調達事情調査

- ▶ 本事業実施に必要な資機材(鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等)・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情(調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等)を調査する。
 - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
 - ③ 第三国調達の可能性の検討
 - ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(11)施設、設備、機材計画調査

- ▶ 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- ▶ 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

(12) 基本計画/概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- ▶ 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設/構造物全体の 平面図/縦断図/標準断面図の図面を含める。

(13) 施工計画の立案

□ 本業務では当該項目は適用しない。

(14) 事業の維持管理計画の立案

- ▶ 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(15)技術支援計画の検討、計画策定

- - ▶ 本事業で整備する施設/機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソ

フトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。

▶ ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関 と概ね合意を得て議事録に記載する。

(16) 施工時の工事安全対策に関する検討

△本業務では当該項目は適用しない。

(17) 内部照査の実施

△本業務では当該項目は適用しない。

(18) 相手国負担事項の整理

- ▶ 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- ▶ 相手国側負担事項⁴(用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ(支障物件)の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- ▶ 相手国側負担事項については、 相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(19) 免税情報の収集・整理

▽本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁵を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金(法人税等)
 - 個人の所得に課される税金(個人所得税等)
 - 付加価値税(VAT等)

⁴ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側 負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新され ていくものである。

⁵ 無償資金協力事業では免税が原則である。

- 資機材の輸入に課される税金や諸費用
- その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税(事前免税、事後還付、実施機関負担等)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- ➤ 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会 (OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがある ため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報(面談相手、内容、連絡先等)も提出する。

(20) 現地調査結果概要の作成・説明

概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

(21) 概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にか かるガイドライン等を参照して積算する⁶。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(22) 想定される事業リスクの検討

- △本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策(リスクの管理や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- ▶ 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

⁶ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の 妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意 する。

(23) 事業の評価指標の検討

- ▶ 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- ▶ 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(24) 事業概要の本邦企業への説明

△本業務では当該項目は適用しない。

(25)協力準備実施報告書(案)の作成

▶ 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書(案)として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(26)協力準備調査報告書(案)の説明

- △本業務では以下の対応を行う。
- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書(案)の内容を相手国政府・実施機関等に 説明する。
- ▶ 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する(特に維持管理体制の整備と必要な予算/財源の確保、環境社会配慮等)。
- ▶ 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(27)協力準備調査報告書の作成

- ▶ 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書(案)の説明を踏まえ、協力準備 調査報告書を完成させる。
- ▶ 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書(先行公開版)⁷も作成する。
- ▶ 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第5条 成果品

⁷協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量(部数)は次表のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- ▶ 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを 添付して、発注者に提出する。
- > 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発 注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書(案)	解析後	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
照査チェックリスト	概略設計協議 調査前	日本語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 ⁸ の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概要資料 (案)	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
(先行公開版)		英語	CD-R	2部
協力準備調査報告書	契約履行期限末日	日本語	CD-R	4 部
(最終成果品)		日本語	製本	9 部
		英語	CD-R	4 部
		英語	製本	9 部
概略事業費積算内訳書	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
(最終成果品)				
機材仕様書	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部

⁸ Project Monitoring Report (PMR)

(最終成果品)				
		英語	電子データ	
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

- (1)業務計画書
 - 共通仕様書第6条に記された内容
- (2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書
 - ▶ 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容
- (3) 概略事業費積算内訳書·機材仕様書
 - ▶ 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容
- (4) 進捗報告書の初版
 - ▶ 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容
- (5) 内部照査チェックリスト
 - 「内部照査について」に示された内容
- (6) 調査データ
 - ▶ 位置情報⁹の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
 - ▶ ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
 - ➤ Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

第6条 再委託

図本業務では、現地再委託の実施を想定していない¹⁰。

第7条 機材の調達

⁹ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

¹⁰ 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富 に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。再委託にて実施することが 望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☑本業務では、機材調達の実施を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等に ついて理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場 合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により 「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名:バングラデシュ人民共和国(以下、「バングラデシュ」という。)
- (2) 事業地域名:バングラデシュ南部沿岸地域、内陸地域
- (3) 案件名:森林管理体制強化計画

(The Project for Strengthening Forest Monitoring System)

(4)計画概要

本計画は、バングラデシュ森林局に森林管理用機材を整備することにより、同国における森林減少・劣化の防止及び森林生態系保全のための体制強化を図り、もって同国の気候変動の緩和及び適応を通じた同国の社会脆弱性の克服に寄与する。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における森林管理の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュの森林被覆率は国土の11%とアジア諸国の平均(26%)と比しても低く、 都市の人口増加、違法・無計画な伐採等による森林減少が深刻な状況(世界銀行、2024年)。 2000 年に約 262 万 ha であった森林面積は、2015 年にかけて約 325 千 ha (鳥取県相当) 減少した。2019 年に発生したサイクロンでは南部沿岸地域の 14 県で約 200 万人の避難民 が発生したが、マングローブ林の保全が同地域のサイクロンによる高潮被害軽減に繋がる と指摘されている(世界銀行、2022年)。中でも、南部沿岸に位置するシュンドルボン地 域はマングローブ林が育む世界最大級の森林生態系として世界遺産に登録される等、同国 の森林管理の優先地域となっている。また、ダッカ近郊やチョットグラム西側の森林地帯 では、違法伐採・開墾の増加や生活・燃料としての使用による森林減少が進行し、土壌の 保水力や浸食防止機能が低減したこともあり、2024年のサイクロンにより380万人が被 災するなど洪水被害が増大している。係る状況下、バングラデシュ森林局(Bangladesh Forest Department、以下「BFD」という。) は同国全土の森林管理を担っているが、既往 技術協力事業「先進技術を活用した森林管理による沿岸レジリエンス強化プロジェクト」 (2025年10月~2029年9月予定)(以下、「先行事業」という。)の案件形成等の中で も、海岸沿いや内陸の河川沿いの森林モニタリング(違法伐採の監視を含む)が不十分で あること、また適切な森林管理に必要な機材のニーズが確認された。森林管理体制強化計 画(以下、「本事業」という。)では、適切な森林管理に必要なモーターボートや衛星デー タ、ドローン等を供与し、広範囲に及ぶ森林資源の管理と生物多様性保全を通じて、漁業 や養蜂、林業など自然資源に依存する現地住民の生計・雇用の安定につながり、森林減少・ 劣化の抑制による温室効果ガスの吸収源の強化、地域住民のレジリエンス強化に貢献する という同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」目標にも合致し、優先度 が高く位置づけられる。

(2) 気候変動セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け(特に自由で開かれたインド太平洋(FOIP)等の主要外交政策との関連)

本事業は、同国向け国別開発協力方針(2018年2月)における「気候変動対策を通じた 社会脆弱性の克服」に合致し、FOIP新プラン(2023年3月)における「脱炭素と成長の 両立」に資するものである。また、「仙台防災枠組み 2015-2030」の災害に対する脆弱性 の予防と強靭性の強化へ貢献すると共に、石破総理が掲げる「世界の防災への貢献」(首 相官邸、2024年)方針と整合する。JICA国別分析ペーパー(2023年3月)における、気 候変動により激甚化する風水災害リスクの削減への取り組み推進にも貢献する。

(3)他の援助機関の対応

世界銀行の融資による「持続可能な森林と生計プロジェクト(Sustainable Forests and Livelihood Project)」(2018 年~2024 年)は、BFD を対象に IT 技術を活用した森林管理能力強化を目的として GPS 機器やデータ収集のためのソフトウェア等を供与した。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、森林生態系保全を通じて地球規模課題である気候変動の適応・緩和策に資するもの。森林保全と生物多様性保護は同国の国家適応計画(National Adaptation Plan) 主要項目の一つとされているほか、ユヌス首席顧問が提唱する「二酸化炭素排出ゼロ」の目標にも貢献する。SDGs ゴール 13 及び、15 にも貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

- ① 事業の目的:本事業は、バングラデシュ森林局に森林管理用機材を整備することにより、同国における森林減少・劣化の防止及び森林生態系保全のための能力強化を図り、 もって気候変動の緩和及び適応に寄与するもの。
- ② 事業内容
 - ア)施設、機材等の内容:巡回作業用モーターボート(15m級1台、10m級ボート3台)、バイク(3台)、上空画像撮影用ドローン、衛星データー式、事務管理用機器(ワークステーション等)等
 - イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネント: 実施設計、入札補助、調達監理、衛星データ活用方法に関する技術指導等
 - ウ)調達・施工方法:モーターボートは本邦企業の製品を調達し、同国までの輸送費は 日本側で負担。他調達機材含め詳細は協力準備調査を通じて確認予定。
- ③ 本事業の受益者(ターゲットグループ): BFD 職員、バングラデシュ国民
- ④ 他の JICA 事業との関係:先行事業で対象とする南部沿岸地域の BFD 事務所等を対象に機材を整備し、先行事業の成果で策定されるドローンを活用した森林管理のマニュアル等を本事業の対象地で活用する予定。

(2)事業実施体制

- ① 事業実施機関/実施体制:バングラデシュ森林局(BFD)
- ② 他機関との連携・役割分担:特になし
- ③ 運営/維持管理体制:BFD が運営・維持管理の責任機関となる。BFD は森林管理用機

材の維持管理に係る基本的な経験・実績を有する。

- (3) 安全対策:調査において、事業を実施する際に予見される脅威とその対策に必要な情報を収集し、対策を検討する。渡航前に治安状況を確認し、最新の治安情報を把握する。
 - (4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 □A □B ■C □FI
 - (5) 横断的事項:
- ①ジェンダー分類:【確認中】■GI(ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)
- <分類理由>協力準備調査にて、BFD 職員のジェンダー比、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。
- ②気候変動対策・生物多様性:本事業は、森林保全の能力強化を通じてサイクロンや洪水被害へのレジリエンス強化や、森林管理を通じた温室効果ガスの吸収源の強化に貢献。また、本事業は、森林保全・管理を通じて生物多様性の保全・回復、持続可能な利用に資する。
- (6)特記事項:特になし

4. 事業効果

(1) 定量的効果:(注)協力準備調査を通じて詳細を検討

指標名	基準値 (2024 年実績値)	目標値(2031 年) 【事業完成 3 年後】
モニタリングが可能な森林資源 面積(ha)	(注)	(注)
本事業で取得された森林管理データが森林保全に係る規則等の 施策に活用される回数(回)		(注)
森林モニタリングの項目数(項目 数)	(注)	(注)
サイクロン被害後の調査対象面 積(ha)	(注)	(注)

(2)定性的効果:①森林生態系の保全:BFD 職員の森林生態系管理能力が向上する。②気候変動緩和・適応策への貢献:森林保全が促進されることにより、サイクロンや洪水被害の軽減に寄与する森林の機能が強化される。③災害発生後の対応への貢献:モーターボート等の移動機材の供与により災害発生後の緊急対応(支援物資の運搬等)に寄与する。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去に実施したセネガルやネパールにおける林業・森林保全の技術協力プロジェクトでは、森林モニタリングの対象範囲となる居住集落やコミュニティは同じ行政区画とは限らず、複数の行政区画に跨る場合、居住住民の理解・協力を得るのが困難な場合があったことから、行政区分だけでなく保護区等の森林管理特有の区画を選定基準の一つとして検討することが望ましいとの教訓を得ている。本計画では、協力準備調査を通じて、最適なモニタリング対象地域を選定する点に留意する。

以上

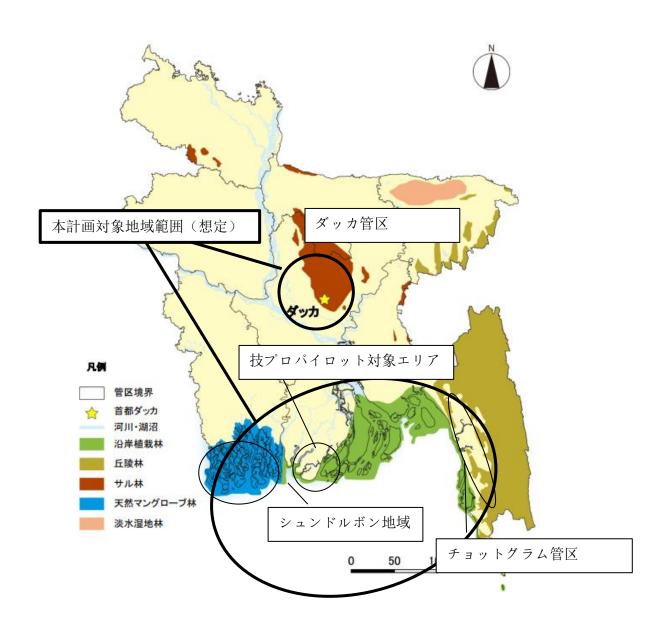
[別紙資料] 森林管理体制強化計画 環境社会配慮

[別添資料] 森林管理体制強化計画 地図

森林管理体制強化計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類: C
- ② カテゴリ分類の根拠:事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以上



出典: JICA、バングラデシュ国 気候変動対策に資する森林・自然資源分野の情報収集・確認調査(https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000051865.pdf)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験 評価対象とする類似業務:船舶の設計及び製造監理に係る業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画

上記 1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式 4 - 3の「要員計画)は不要です)。

- 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)
- 5) 現地業務に必要な資機材
- 6) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
- 7) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

- ・評価対象とする業務従事者の担当専門分野
- ▶ 業務主任者/○○
 - ※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及 び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/〇〇)格付の目安(2号)】

- ① 対象国及び類似地域:全途上国
- ② 語学能力:英語
- ※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験 を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

1) 事前準備: 2026年1月

2) 現地調査: 2026年2月

3)解析作業: 2026年3月

4) 概略設計ドラフト説明: 2026年7月

5) 整理業務: 2026年8月

6) 概略設計概要資料提出: 2026年9月

7) 最終報告書提出: 2026年10月

(2)業務量目途

1)業務量の目途

約10.85人月

業務従事者構成の検討に当たっては、船舶、衛星・ドローン、森林の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数の目途 延べ8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

- (3)配付資料/公開資料等
 - 1)配付資料

資料の配付について希望される方は、JICA地球環境部森林・自然環境保全グループから配付しますので、gegdn@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ▶ 「先進技術を活用した森林管理による沿岸レジリエンス強化プロジェクト」 詳細計画策定調査報告書
- ≫ 照査チェックリストサンプル(港湾)
- ▶ 照査チェックリストサンプル(道路)
- ▶ 内部照査について 2021.06 (評価 6 項目)

2) 公開資料

> バングラデシュ国気候変動対策に資する森林·自然資源分野の情報収集·確認 調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000051865.pdf

▶ 「先進技術を活用した森林管理による沿岸レジリエンス強化プロジェクト」 事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_202311856_1_s.pdf

(4)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 (C/Pとのコミュニケーションは英語が想定されます。)
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(5)安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体

制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308. https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308

2) バングラデシュにおいては、2026 年 2 月に総選挙が予定されており、その前後は治安情勢が不安定化し、邦人のバングラデシュへの渡航が制限される可能性があります。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「**コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

(1)契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合)は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか 否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま す。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案·別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容と し、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。
- (例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限

超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

50,770,000円(税抜)

- ※ 上記の金額は、下記<u>(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としてい</u>る項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。
- ※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に 関する経費
- (4) 定額計上について

本案件は定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更 手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算す る場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争 参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)
- (9) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

安全対策上、JICA が指定する宿泊施設以外への 宿泊は認められません。また、ダッカ市、チョットグラム市、コックスバザール市での宿泊料については、JICA 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料 3 に基づき 格付の号を問わず、一律 15.500 円/泊の定額で見積もってください。

別紙:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	酉	己 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)		
(1)類似業務の経験	6		
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)		
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3		
イ)ワークライフバランス認定	1		
2. 業務の実施方針等	(70)		
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法		65	
(2)作業計画等		(5)	
ア)要員計画		_	
イ)作業計画	5		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)		
┃ ┃ (1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者	業務管理	
(1)末初工は省の作歌・祀川ノ末初日年ノル・ノの計画	のみ	グループ/体制	
1)業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)	
ア)類似業務等の経験	10	4	
イ)業務主任者等としての経験	4	2	
ウ)語学力	4	1	
エ)その他学位、資格等	2	1	
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)	
ア)類似業務の経験	_	4	
イ)業務主任者等としての経験	_	2	
ウ)語学力	_	1	
エ)その他学位、資格等	_	1	
3)業務管理体制	(-)	(4)	